

遠賀町起業支援施設 P I P I T 利用規約

遠賀町起業支援施設 PIPIT（P オフィスを除く。）の利用にあたり、以下のとおりを遵守してください。

<利用目的>

利用対象者の起業支援に関し、活性化を図るうえで必要な目的で利用できます。

<利用対象者>

- ・ 起業を考えている方
- ・ 起業した方
- ・ 起業を支援する方
- ・ 興味・関心のある方

※利用者には代表者に当施設のご利用台帳にご登録いただきます。

※利用対象者であっても暴力団及び暴力団関係者の方の利用はできません。

<利用時間>

1 時間単位で使用できるものとし、原則として 1 回につき、最大 2 時間までの利用を限度とします。ただし、次の利用者がいない場合、もしくは、特に認められた場合には延長して利用できます。

<利用料>

利用料は無料

<禁止事項>

- ・ 販売行為や営利目的での催し（遠賀町起業支援施設事業を除く）
- ・ 利用施設の又貸し
- ・ 喫煙
- ・ 飲酒（飲食は可）
- ・ 大きな音、振動を出したり、強い臭いを出すなどの迷惑行為
- ・ 火器の使用、持込
- ・ ペット等動物の持込（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）
- ・ 施設の汚損
- ・ 無断でのチラシ、ポスター貼付等宣伝行為
- ・ 宗教活動、政治活動
- ・ その他公序良俗に反する行為

<留意事項>

- ・ 利用後は利用者が整理整頓は行い、ごみ処理は各自で行ってください。

- ・利用者駐車場を4台確保していますが、それを超える駐車については、施設周辺の有料駐車場をご利用ください。なお、その利用料については各自ご負担ください。また、駐車場で発生した盗難・事故等トラブルについては、当方では一切責任を負いかねます。
- ・おむつ交換台は、スペースの関係上女子トイレと同じスペースに設置しています。男性によるおむつ交換の場合、女子トイレの利用を制限させていただくことがあります。
- ・利用者の故意、又は過失による損害については、管理者はその責任を負いかねます。
- ・台風、地震等自然災害による停電、盗難、機器の故障など偶発的な事故について、その損害賠償について施設管理者は負いかねます。
- ・施設の利用について、管理者が指導を行うことがあります。もしその指導に従えない場合は直ちに利用を中止していただくことがあります。

<各施設の利用手続き>

1 交流ラウンジ

交流会やセミナー等の催しの開催のため利用される場合は、開催日の2か月から7日前までにその代表者が申請手続きを行ってください。なお、参加料等を徴収してセミナー等催しを行う場合は、別途「参加料徴収イベント届出書」の提出をお願いします。

2 ちゃんこ部屋

(1)託児のための利用

交流ラウンジ等での催しに際し、託児場所として利用する場合は、開催日の2か月から7日前までにその代表者が申請手続きを行ってください。

(2)ミーティング・交流会・作業のための利用

成人3名以上での利用ができます。その代表者が申請手続きを行ってください。

3 ミーディングルーム

利用者の代表者が申請手続きを行ってください。打ち合せ等で複数の団体でご利用いただくこともありますのでご了承ください。

4 その他施設

その他施設の利用については、基本的に手続き不要ですが、情報交換のため、できる限り利用者登録にご協力ください。

5 設備利用

イス、テーブル等各施設に備え付けの設備については、その施設内において利用できますが、施設外への持ち出しについては原則としてできません。